

平成19年1月15日

# コミュニティバス等の安全・利便確保等に関する 行政評価・監視結果 《行政評価・監視結果に基づく改善通知》

総務省が行う「行政評価・監視」とは、国の行政の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告又は通知を行うことにより、行政の運営、制度の改善を図るものです。

この行政評価・監視は、石川行政評価事務所（所長：てるいみちお照井道郎）が、平成18年8月～11月にかけて、石川県内で運行されているコミュニティバス等について、利用者の安全・利便の確保を図る観点から、バスの運行状況やバス車両、停留所の維持管理状況を実地に調査したものです。

この調査結果に基づき、平成19年1月15日、コミュニティバスの受託事業者等を指導監督する石川運輸支局に対して、改善意見を通知しました。

## 【本件照会先】

総務省 石川行政評価事務所

第2評価監視官 渡邊 靖（わたなべやすし）

電話：076-222-5242



## 調査の背景等

- 過疎化の進行、マイカーの普及などによる利用者の減少等から、民営バス・鉄道路線の廃止や運行回数の削減が進行してきている。
- 関係市町では、廃止された民営バス・鉄道路線に代え、自らバスを保有・運行したり、バス会社に運行を委託するなど、いわゆるコミュニティバス事業を行うなどして、地域住民の交通手段を確保している。
- 平成 17 年度では、県内の 17 市町において、97 路線が運行されており、約 150 万人が利用している。
- 県内では、乗合バスの運行に関し、安全確保等の面で適切でない状況が認められることもあり、市町が運営するコミュニティバス事業についても、車両の安全管理及び利用者の利便の一層の確保が必要とされている。

## 調査

- この行政評価・監視は、コミュニティバス等の利用者の安全・利便の確保を図るため、バス運行の実態、利用者サービスの状況、指導・監督の実施状況などを調査
- 調査対象
  - ・ 北陸信越運輸局石川運輸支局
  - ・ 石川県
  - ・ コミュニティバス運行市町（7 市町、37 路線）
  - ・ みなし一般乗合旅客自動車運送事業者（4 市町に係る 5 受託事業者）
  - ・ みなし自家用有償旅客運送者（4 市町及び 3 受託事業者）
  - ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者（4 事業者）

※注 1 コミュニティバスの運行形態については資料 1 参照。  
2 市町及び事業者については、調査対象が重複しているものがある。

## 通知事項

- 1 バス運行に係る安全確保
- 2 バス車両に係る安全確保
- 3 バス停留所における利用者の利便確保

## 通知

石川運輸支局  
平成 19 年 1 月 15 日

# 通知事項 1 バス運行に係る安全確保

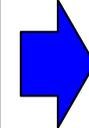


## 制度・仕組み

- 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）  
民間バス事業者が市町から受託してコミュニティバス事業を行う場合、運輸規則に基づき、以下の措置を講ずる必要がある（抜粋）。
  - ① 乗務員の健康状態を把握し、安全な運転ができないおそれのある場合は乗務させないこと（第 21 条第 3 項）
  - ② 運行の安全確保のための事項が記載された運転基準図を作成すること（第 27 条）
  - ③ 運行の安全確保のため乗務員が遵守すべき事項及びサービスについての規律を作成すること（第 41 条）
  - ④ バス車両内に禁煙表示及び停車する停留所等の名称を掲示すること（第 42 条第 3、4 項）

- 「地域協議会への参画に当たり留意すべき点について」（平成 13 年 9 月 26 日付け国自旅第 91 号自動車交通局旅客課長通達。平成 18 年 9 月 15 日に廃止）において、旧運送法第 80 条第 1 項ただし書きの許可を受け自家用自動車による有償運送を行う者に対し、①運行管理の責任者の選任、②運行管理の責任者の運行拠点への常駐等を要請していた。

（自家用有償旅客運送者に対する運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制整備の義務付けは平成 18 年 10 月以降（道路運送法施行規則第 51 条の 17）



## 調査結果

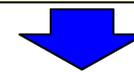
【みなし一般乗合旅客自動車運送事業者（4 市町に係る 5 受託事業者）を実地に調査】

- ① 健康診断受診を個々の乗務員に任せているが、その健診結果を把握していないもの（1 事業者）
- ② 運転基準図が作成されていないもの（5 事業者）
- ③ 安全及びサービスのための規律が定められていないもの（1 事業者）
- ④ 禁煙表示が掲示されていないもの（2 事業者）
- ⑤ 停留所等の名称が掲示されていないもの（2 事業者）

→資料 4・事例 1 参照

【みなし自家用有償旅客運送者（4 市町 3 受託事業者）を実地に調査】

- ① みなし自家用有償旅客運送者の中には運行管理の責任者を選任していないもの（2 市町）、運行管理の責任者の転勤後、新たな選任が行われていないもの（1 町）など
- ② みなし自家用有償旅客運送者である自治体において、平成 18 年 10 月の道路運送法等の改正に係る制度変更についての理解が不十分。



## 通知事項

石川運輸支局はバス事業者に対し、以下について指導すること。

- ① 乗務員に係る健康診断を適切に実施し、健康診断結果に基づく健康状態を的確に把握すること。
- ② 運転基準図、安全及びサービスのための規律の作成、事業用自動車内への停車停留所の名称等所定事項の掲示を行うこと。

また、みなし自家用有償旅客運送者に対する道路運送法の改正に伴う措置に係る周知、運行管理の責任者の選任等の運輸支局長への届出等が適切に運用されるよう努めること。



## 通知事項 2 バス車両に係る安全確保

### 制度・仕組み

- 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、同法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）  
バス車両等の使用者は、上記法令に基づき、以下の措置を講ずる必要がある（抜粋）。
  - ① 乗車定員 11 人以上の事業用自動車や乗車定員 11 人以上 29 人以下の自家用自動車を 2 台以上使用する者は、自動車の点検及び整備等に関する事項を処理する整備管理者を選任し、届け出ること（法第 50 条、法第 52 条）
  - ② 整備管理者は、権限の執行に係る基準を定めた整備管理規程を作成すること（施行規則第 32 条第 2 項）
  - ③ 事業用自動車及び乗車定員 11 人の自家用自動車を使用する者は、3 か月ごとに自動車を点検し、点検結果を点検整備記録簿に記載するとともに、同記録簿を 1 年間保存すること（法第 48 条、法第 49 条）
  - ④ 自動車には発炎筒等の非常信号用具を、乗車定員 11 人以上の自動車等には消火器を備えること（保安基準第 43 条の 2、第 47 条）  
※ 発炎筒の有効期限は 4 年（J I S 規格）、消火器の点検及び消火薬剤詰替えはおおむね 5 年ごと（社団法人日本消火器工業会）



### 調査結果

【7 市町、7 受託事業者及びバス車両 29 台を実地に調査】

- ① 整備管理者の選任状況を把握していないもの（2 市町）
- ② 整備管理規程が作成されていないもの（1 町 1 事業者）
- ③ 点検整備記録簿が作成・保存されておらず、点検整備状況を把握していないもの（2 市町、4 台）
- ④ 有効期限が超過している発炎筒を設置しているもの（3 市町 1 事業者、9 台）  
→資料 4・事例 2-①参照
- ⑤ 消火薬剤の詰替え推奨時期を超過している消火器を設置しているもの（3 市町 1 事業者、11 台）  
→資料 4・事例 2-②参照

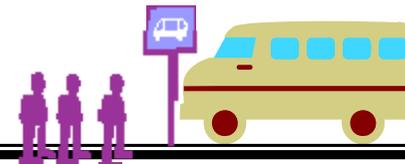


### 通知事項

石川運輸支局はバス事業者等に対し、以下について指導すること。

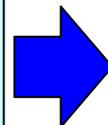
- ① 選任された整備管理者に的確に業務を遂行させること。
- ② 整備管理規程を的確に作成すること。
- ③ 定期点検結果の点検整備記録簿への記載及びそのバス車両への備え付けを励行すること。
- ④ バス車両に備え付ける非常信号用具及び消火器について、定期的に点検し、交換を行うなど適切な維持管理に努めること。

## 通知事項 3 バス停留所における利用者の利便確保



### 制度・仕組み

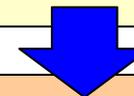
- 旅客自動車運送事業運輸規則  
民間バス事業者は、運輸規則第5条第2項に基づき、バス停留所において以下の掲示をする必要がある（抜粋）。
  - ① 事業者及び当該停留所の名称
  - ② 当該停留所に係る運行系統
  - ③ 運行系統ごとの発車時刻
  - ④ 一つの停留所に2か所以上の乗降場所がある場合で、旅客の利便のため必要があるとき（※）は、他の乗降場所の位置※ 他の乗降場所が見渡せない場合など



### 調査結果

【金沢市・近郊のバス停留所（34 停留所、145 乗降場所）を実地に調査】

- ① 運行系統図が掲示されていないもの（21 停留所、44 乗降場所）  
→資料4・事例3-①参照
- ② 相互に見渡せない乗降場所がある停留所なのに、相互案内表示が掲示されていないもの（27 停留所、91 乗降場所）  
→資料4・事例3-②参照
- ③ 時刻表を覆うアクリル樹脂板の経年劣化により、時刻表がほとんど読み取れなくなっているもの（2 停留所、2 乗降場所）  
→資料4・事例3-③参照
- ④ 当該乗降場所から発着しない行先が表示されているもの（1 停留所、1 乗降場所） →資料4・事例3-④参照
- ⑤ 休止乗降場所であることが容易に判別できず、利用者が誤解するおそれがあるもの（1 停留所、2 事例） →資料4・事例3-⑤参照
- ⑥ ホームページ掲載の時刻表が、ダイヤ改正（平成18年7月）後も更新されていないもの（1 運行系統） →資料4・事例3-⑥参照



### 通知事項

石川運輸支局はバス事業者に対し、以下について指導すること。

- ① 停留所における案内表示等について、定期的な点検や利用者等からの意見・要望の収集を行うなどにより、その適正化を図るとともに、維持管理に努めること。
- ② 停留所設備の定期的な巡回、ダイヤ改正に応じたホームページ掲載の時刻表の更新を行うなど、適切な管理に努めること。